

持続化補助金に関する Q&A H26.03.24 版

1. 補助対象経費の「機械設置等費」の費目説明の中にある「通常の生産活動のための設備投資」とは、どういったものか？

→ 既存の生産設備の単純な更新など、現在の生産活動を変更することなく継続するための投資などがこれに該当します。

2. 機械設備について補助対象期間後も使えるのか？

→ 補助対象期間終了後の使用も可能。「機械設置等費」は補助期間終了後も補助事業の目的（販路開拓等）に従った効率的な運用を図って下さい。

なお、会計検査等の際には、補助金の効率的な執行の観点から、機械設備をレンタルする場合との比較説明を求められる場合がありますので、レンタルではなく買い取りにする必要性を明確に説明できることが必要です。

3. 複数ヶ所で営業している企業で所在地が他商工会地域にある場合には、各事業所でそれぞれ申請可能か？また、他県に事業所を持つ場合はどうか？

→ 本社が当該地区になくても営業所があれば当該地区の商工会に申請可能です。同一の事業に対して複数の申請がなされていないか、他の営業所や本社に確認をした上で申請して下さい。

4. 対象経費の専門家謝金の支出基準（参考4）について、具体的にはコンサルタントを利用するときの謝金についてどこを適用するのか？

→ 事業者には謝金単価の内規等による定めがない場合、公募要領の参考4の表に定める標準単価により支出することとなります。民間のコンサルタント会社に所属している専門家であれば、その役職に応じて表に定める通りとなります。

5. 改修したトイレは機械装置等として計上するのか？ 改修工事として外注費に工事費と一括して計上するのか？

→ 外注先に機材の手配も含めて発注・契約する場合は全て外注費に該当します。

他方、補助事業者が自ら機材を購入し、これを設置等する業務のみを発注・契約する場合は、機材購入は機械装置等に、設置等する業務の外注は外注費にそれぞれ該当します。

6. 従業員が5名の小規模事業者が、雇用を増加させる取組みをするということで100万円の補助を申請する際に、1名従業員を雇用してしまうと小規模事業者でなくなってしまうことがあります。こういった場合の取扱いはどうするのか？

→ 小規模事業者であるかどうかは交付決定時の従業員数で判断します。このため、御指摘のように、雇用を増やした結果、小規模事業者の定義を超えてしまい、補助金の申請資格が無くなってしまう場合もあり得ますのでご留意下さい。

7. パッケージデザインを新規で行う際、また改良を行う際の費目は開発費でいいか？

→ デザインの開発は新規、改良を問わず開発費に該当します。

8. 違う種類の機械が複数で50万以下の場合には補助対象になるのか？（例：1台35万もう1台40万）を購入する場合

→ それぞれの機械が補助事業の目的に沿って購入されるのであれば、複数の機械も補助対象経費になりえます。

9. 「雇用を増加させる取組」で申請していたが、実際には増加させていなかった場合の取扱いはどうなりますか？増額分だけの返還で済みますか？

→ 雇用を増加させる取組として申請して頂いた場合は、その通りに実施して頂くようお願い致します。結果として雇用が増えなかった場合には、100万円の補助上限は適用されません。なお、50万の補助上限を認めるかについては、雇用が増えなかった理由、計画の妥当性、事業への影響などを勘案した上で判断致します。

10. 観光牧場は娯楽業に含まれると解して良いか

→ 観光牧場の実態によって異なります。一般には、酪農業は商工業者に当たりませんが、物品の製造販売を行っていた場合、商工業者とみなせることもありうるためケースバイケースでの判断となります。

11. チラシを作成する際に商品の価格入り一覧を盛り込みたい。国の他の補助金では営業行為につながるとして禁じられているようだが、今回の補助金ではOKなのか？

→ 補助事業の目的（販路開拓等）に合致していればチラシに価格を入れることは可能です。どのような販路を拡大することにつながるのかなどチラシが販路開拓等に資することを申請書で説明し、補助採択されれば可能となります。

12. みなし法人は、この持続化補助金に申請は可能か？

⇒ 「会社および個人事業主」に該当しないので対象外です。

13. 本補助金を申請する時点では、個人事業主であり、社会保険に加入していない。

この個人事業主が、雇用を増やそうとする取り組みをすることによって補助金額 100 万円を申請したいとのことだが、補助事業期間中に法人成りを検討している。こういった場合、新しく雇用する従業員は当初社会保険に加入しておらず、法人成り後に社会保険に加入ということになるが、こういった場合でも対象となるか？補助事業完了までに社会保険に加入していれば問題ないか？

→ 新たに雇用する従業員については補助事業完了までに社会保険を適用して下さい。それまでに社会保険が適用されない場合、100万円の補助上限は適用されません。なお、50万の補助上限を認めるかについては、社会保険が適用されなかった理由、計画の妥当性、事業への影響などを勘案した上で判断致します。

14. 展示会の出展は既存商品での出展では対象にならないのか？新商品等については既存商品だけでもOKなのか。必ず新商品が無いといけないのか？

→ 展示会に出展する商品は既存の商品でも結構です。ただし、展示会への出展が新たな販路の拡大など補助事業の目的（販路開拓等）に沿ったものであることが必要です。

15. 募集要項（3）対象外経費で「各種保険料（旅費に係る航空保険料、展示会等出店に係るものを除く）」とあるが、どの程度までの保険料を認めるか？

例えば、展示会等の出展に係るものの場合、海外の展示会に係る費用は認められるか？

その時、展示会出展に係る保険料だけで100万円掛る場合に、50万円の補助は認められるか？

→ 事業に必要な経費の全体から補助対象経費として認められるものを補助しますので、御指摘のようなケースでは、保険料以外に海外の展示会への出展費用、旅費などの経費がかかることが想定され、この経費が補助事業の目的（販路開拓等）に沿ったものであれば、この経費を補助することとなります。いずれにしても、実態を踏まえ、個々のケースに即して判断することとなります。